

留学生補償制度のご案内

〈 当補償制度は、本校が加入する「全国日本語教育機関共済協同組合」の共済制度を利用して行うものです。〉

補償制度（共済）のポイント

1、学生生活中の補償

学生生活中におけるさまざまな事故による怪我ならびに病気を補償します。

2、第三者への賠償事故を補償

人の物を壊したり怪我をさせてしまった場合などで、法律上の賠償義務が発生した場合には、賠償責任共済金をお支払いします。

補償限度額

補償種類	適用	補償額
傷害死亡補償		200万円
後遺障害補償		200万円限度
疾病死亡補償		200万円
治療費用補償	1事故・1疾病につき	50万円限度
賠償責任補償	1事故につき	3,000万円限度
救援者費用補償	1責任期間につき	100万円限度

補償内容

傷害死亡	留学生が責任期間中に傷害を被り、その直後の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に支給されます。
後遺障害	留学生が責任期間中に傷害を被り、その直後の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に支給されます。
疾病死亡	留学生が責任期間中に発病した疾病を原因として責任期間中に日本国内で死亡した場合に支給されます。
治療費用 (※)	留学生が責任期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の結果として、医師の治療を必要とした場合は、下記に掲げる費用のうち国民健康保険等の公的保険制度の対象となり、かつ、留学生が現実に治療のために支出した金額から免責金額（1事故または1疾病につき3,000円）を差し引いた金額が支給されます。但し、障害の原因となった事故の発生の日または疾病について医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。 ① 医師の診察費、処置費および手術費 ② 医師の処置または処方による薬剤費、治療剤寮費および医療器具使用料 ③ X線検査費、諸検査費および手術室費 ④ 病院または診療所へ入院した場合の入院費
賠償責任	留学生が責任期間中に日本国内で生じた偶然な事故により、他人の身体の傷害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、賠償責任共済金を支給します。但し、1事故につき3,000円を免責とします。
救援者費用	留学生が下記のいずれかに該当したことにより、日本語学校、留学生または留学生の親族が負担した費用を支給します。 ① 傷害死亡補償、疾病死亡補償の支払事由に該当した場合 ② 責任期間中に留学生が自殺行為を行い、責任期間内に死亡した場合 ③ 治療費用補償、疾病治療費用補償の支払い事由に該当し、継続して5日以上入院した場合 ④ 責任期間中に留学生が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ⑤ 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって留学生の生死が確認できない場合または緊急な捜索または救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

(※) 在留資格「短期滞在」以外の在留資格で当校に在籍している場合は、治療費用に対する補償金請求に際しては国民健康保険に加入し、適用を受けていることが条件となります。

3、補償金支給の対象とならない主な場合（必ず読んでください）

（1）傷害死亡補償・後遺障害補償・治療費用補償（傷害）

- ① 本人または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失と判断された場合
- ② 本人の自殺行為、違法行為または闘争行為
- ③ 本人が無資格、酒酔い等の運転による自動車事故
- ④ 本人の脳疾患、心神喪失による事故
- ⑤ 本人の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 補償金を支払うべき治療以外の外科的手術その他の医療措置
- ⑦ 本人に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国勢力による武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変または暴動
- ⑨ 放射線照射、放射能汚染
- ⑩ 地震、噴火、津波
- ⑪ 他覚症状の無い痛み（むちうち症、腰痛等）
- ⑫ 日本国外で生じた事故

（2）疾病死亡補償・治療費用補償（疾病）

- ① 補償金を支払うべき障害に起因する疾病
- ② 本人の妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病
- ④ 登山に起因する高山病
- ⑤ 後天性免疫不全症候群（AIDS）
- ⑥ 共済加入前に発病した疾病またはこれらと因果関係が認められる疾病
- ⑦ 厚生労働省が難病指定し、国庫補助の対象としている疾病
- ⑧ 他覚症状の無い痛み（むちうち症、腰痛等）

（3）賠償責任補償

- ① 本人の故意によって生じたと認められる損害賠償責任
- ② 自殺行為、違法行為または闘争行為によって生じた損害賠償責任
- ③ 本人の職務遂行またはアルバイト業務に起因する損害賠償責任
- ④ 本人の動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤ 本人の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ⑥ 本人の親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 本人が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑧ 本人の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 自動車、自動二輪車等の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 本人の使用人が本人の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑪ 罰金、違約金または懲罰的賠償に対する損害賠償責任
- ⑫ 日本国外で生じた事故による損害賠償責任

（4）救済者費用補償

- ① 本人または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 本人の違法行為または闘争行為
- ③ 戦争、外国勢力による武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変または暴動
- ④ 本人が無資格、酒酔い等の運転による自動車事故
- ⑤ 地震、噴火、津波
- ⑥ 日本国外で生じた事故